

山口県報

令和2年
5月19日
(火曜日)

目 次

- 規則
山口県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課)……………一
- 告示
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………四
生活保護法の規定に基づく施術機関の廃止の届出(厚政課)……………四
解除予定保安林(岩国市)(森林整備課)……………五
- 公告
公共測量の実施(監理課)……………五
公共測量の実施の終了(監理課)……………五
契約の締結(都市計画課)……………五
- 公安委公告
一般競争入札の実施……………六



山口県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十六号

山口県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

山口県屋外広告物条例施行規則(昭和四十二年山口県規則第五号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条中「第五号に規定する」を「第五号並びに第二項第一号及び第三号の」に改め、「並びに同条第二項に規定する基準」を削る。

第六条中「若しくは第四項」を「から第五項まで」に改める。

第七条第一項中「若しくは第四項」を「から第五項まで」に、「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改める。

第十条の次に次の二条を加える。

(点検)

第十条の二 条例第十三条の二第一項の規定による点検は、広告物又は広告物を掲出する物件の本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況について行わなければならない。

2 条例第十三条の二第一項ただし書の規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件は、次の各号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件とする。

一 貼り紙及びこれに類するもの

二 立看板

三 広告幕及びこれに類するもの

四 気球広告

五 貼り札

六 電柱又は街灯柱を利用する広告物(巻付け広告及び直塗り広告に限る。)

七 壁面又は屋根面に描かれた広告物

3 条例第十三条の二第二項の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第二項に規定する一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士の資格を有する者

二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十二条の二第一項に規定する建築物調査員資格者証の交付を受けている者

三 前二号に掲げる者のほか、知事が広告物又は広告物を掲出する物件の点検に関する必要な知識を有すると認める者

(点検の結果の報告)

第十条の三 条例第十三条の二第三項の規定による報告をしようとする者は、第六条、第八条又は第十条に規定する申請書を提出する際に、併せて条例第十三条の二第一項の規定による点検(当該申請書の提出前三月以内に行われたものに限る。)の結果について記載した屋外広告物安全点検報告書(別記第七号様式の二)を所長に提出しなければならない。

第十七条第一項第一号中「(昭和二十五年法律第二百二号)」を削る。

屋根線の上のものを「ものであること」や「ものであること。ただし、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件（以下「自家用広告物」という。）については、この限りでない）」と改定し、同様に「調整」と改定し、同様に「（1）文字等は、骨組みからはみ出さないものであること。」と改定し、同様に「（2）地上から広告物又はこれを掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。」と改定し、同様に「（3）壁面に密着しないもの」と改定し、同様に「（4）地上から広告物又はこれを掲出する物件の下端までの高さは、4.5メートル以下であること。」と改定し、同様に「（5）電柱又は街灯柱を利用する広告物及びこれを掲出する物件」と改定し、同様に「（6）消火栓標識を利用する広告物」と改定し、同様に「（7）アーチ広告及びアーケード広告」と改定し、同様に「（8）イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものによる広告物及びこれを掲出する物件」と改定し、同様に「（9）二の10に掲げる基準に同じ。」と改定し、同様に「（10）別表第1の共通基準に同じ。」と改定し、同様に「（11）別表第2項第1号に規定する基準」と改定し、同様に「（12）別表第1の共通基準に同じ。」と改定し、同様に「（13）表示面積（自己の住所等に2以上の自家用広告物がある場合においては、その表示面積の合計）は、条例第3条（第5号及び第7号を除く。）の規定により指定された地域又は場所にあつては5平方メートル以下、条例第5条（第1号を除く。）の規定により指定された地域にあつては10平方メートル以下であること。」と改定し、同様に「（14）条例第6条第2項第3号に規定する基準」と改定し、同様に「（15）別表第1の共通基準に同じ。」と改定し、同様に「（16）表示し、又は設置する期間が10日以内であること。」と改定し、同様に「（17）表示し、又は設置する年月日並びに当該広告物若しくはこれを掲出する物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者の住所及び氏名が明示されたものであること。」と改定し、同様に「（18）屋根線の上のものを「（はり紙）」「（貼り紙）」「（はり紙）」「（貼紙）」「（はり紙）」「（はり紙）」と改定し、同様に「（19）屋根線の上のものを「（はり紙）」「（はり紙）」「（はり紙）」「（はり紙）」と改定し、同様に「（20）地上から広告物又はこれを掲出するものの下端までの高さは、歩道上では2.5」

1 野立ての広告物及びこれを掲出する物件

高さは、15メートル以下であること。

2 建築物を利用する広告物及びこれを掲出する物件

(1) 屋上に表示し、又は設置するもの

ア 地上から広告物又はこれを掲出する物件の下端までの高さは、4.5メートル以下であること。

イ 建築物の壁面から突き出さないものであること。

(2) 壁面又は屋根面に密着するもの

壁面又は屋根の端から突き出さないものであること。

(3) 壁面に密着しないもの

ア 突出し幅は、壁面から1.5メートル以下であること。

イ 地上から広告物又はこれを掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。

3 立看板

(1) 脚部の長さは、0.5メートル以下であること。

(2) 定着物に3箇所以上を緊密に結着し、表示面は、垂直にするものであること。

4 広告幕及びこれに類するもの

地上から広告幕又はこれに類するもの下端までの高さは、歩道上では2.5

メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。

5 電柱又は街灯柱を利用する広告物及びこれを掲出する物件

二の7に掲げる基準に同じ。

6 消火栓標識を利用する広告物

二の8に掲げる基準に同じ。

7 アーチ広告及びアーケード広告

(1) 文字等は、骨組みからはみ出さないものであること。

(2) 地上から広告物又はこれを掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。

8 イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものによる広告物及びこれを掲出する物件

二の10に掲げる基準に同じ。

四 条例第6条第3項に規定する許可の基準

三に掲げる基準に同じ。

屋根線の上のものを「（はり紙）」「（貼り紙）」「（はり紙）」「（貼紙）」

三 条例第6条第2項第1号に規定する基準

1 別表第1の共通基準に同じ。

2 表示面積（自己の住所等に2以上の自家用広告物がある場合においては、その表示面積の合計）は、条例第3条（第5号及び第7号を除く。）の規定により指定された地域又は場所にあつては5平方メートル以下、条例第5条（第1号を除く。）の規定により指定された地域にあつては10平方メートル以下であること。

四 条例第6条第2項第3号に規定する基準

1 別表第1の共通基準に同じ。

2 表示し、又は設置する期間が10日以内であること。

3 表示し、又は設置する年月日並びに当該広告物若しくはこれを掲出する物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者の住所及び氏名が明示されたものであること。

屋根線の上のものを「（はり紙）」「（貼り紙）」「（はり紙）」「（貼紙）」

四 条例第6条第2項第3号に規定する基準

1 別表第1の共通基準に同じ。

2 表示し、又は設置する期間が10日以内であること。

3 表示し、又は設置する年月日並びに当該広告物若しくはこれを掲出する物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者の住所及び氏名が明示されたものであること。

屋根線の上のものを「（はり紙）」「（はり紙）」「（はり紙）」「（はり紙）」と改定し、同様に「（19）屋根線の上のものを「（はり紙）」「（はり紙）」「（はり紙）」「（はり紙）」と改定し、同様に「（20）地上から広告物又はこれを掲出するもの下端までの高さは、歩道上では2.5

「（はり紙）」「（はり紙）」「（はり紙）」「（はり紙）」と改定し、同様に「（19）屋根線の上のものを「（はり紙）」「（はり紙）」「（はり紙）」「（はり紙）」と改定し、同様に「（20）地上から広告物又はこれを掲出するもの下端までの高さは、歩道上では2.5

2 貼り札にあつては、1年以内とする。

別記第一号様式の(表)中 「第5条 第3項の(表)中 「はり紙」や「貼付紙」に改め、同様式の(表)中 「はり紙」や「貼付紙」に改め、同様式の(表)中 「はり紙」や「貼付紙」に改め、同様式の(表)中 「はり紙」や「貼付紙」に改め、同様式の注3及び別紙を削る。別記第七号様式の次に次の一様式を加える。

第7号様式の2 (第10条の3関係)

屋外広告物安全点検報告書

土木事務所長 様

報告者 郵便番号
住 所 名
氏 名 (電話) 局 番) ①

年 月 日

下記のとおり屋外広告物の点検を行ったので、山口県屋外広告物条例第13条の2第3項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

種 類	表示又は設置の場所 表示又は設置の年月日	点検年月日	住 所	氏 名	資 格	点 検 者	種 類	異常の有無	改善措置内容	改善措置の内容(不要の場合は、その理由を記入すること。)
基礎部・上部構造						1 屋外広告物調査員	2 5	1 級建築士 その他	2 級建築士 その他	3 級建築士 その他
点検箇所	点 検 項 目	異常の有無	改善措置内容							
基礎部・上部構造	1 上部構造物全体の傾斜又はぐらつき	有・無	要・不要							
	2 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間又は支柱のぐらつき	有・無	要・不要							
	3 鉄骨のさび又は塗装の劣化	有・無	要・不要							
支持部	1 鉄骨接合部の溶接部又はブレースの劣化、変形又は隙間	有・無	要・不要							
	2 鉄骨接合部のボルト、ナット、ねじ等の緩み又は欠落	有・無	要・不要							
取付部	1 アンカーボルト又は取付部ブレースの劣化又は変形	有・無	要・不要							
	2 溶接部又はコーキングの劣化	有・無	要・不要							

広告板	1 表示面、切り文字等の劣化、破損若しくは変形又はチット、ねじ等の欠落	有・無	要・不要	
	2 側板又は表示面押さえの劣化、破損又は変形	有・無	要・不要	
	3 広告板底部の劣化又は水抜き孔の詰まり	有・無	要・不要	
照明装置	1 照明装置の不点灯	有・無	要・不要	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび又は漏水	有・無	要・不要	
	3 周辺機器の劣化又は破損	有・無	要・不要	
その他	1 装飾、振れ止め棒、鳥よけその他の附属品の劣化又は破損	有・無	要・不要	
	2 避雷針の劣化又は破損	有・無	要・不要	
	3 その他点検した事項	有・無	要・不要	

添付書類
 1 点検者の資格を証する書面
 2 点検後の屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の全体の状況及び各点検箇所点検項目の状況が分かる写真
 3 改善措置を講じた場合にあつては、改善措置の前後の状況が分かる写真
 4 報告者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 5 「資格」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
 6 該当する点検箇所又は点検項目がない場合にあつては、「異常の有無」欄に斜線を引くこと。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附則
 (施行期日)

- この規則は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第三条、第六条及び第七条第一項の改正規定、別表第一の改正規定(同表の二の6中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とする部分を除く。)並びに別表第二及び別記第一号様式の改正規定並びに次項の規定は、令和三年十月一日から施行する。(経過措置)
- 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件(以下「既存自家用広告物」という。)については、当分の間、改正後の山口県屋外広告物条例施行規則別表第一の三及び四の規定は、適用しない。ただし、前項ただし書に規定する規定の施行後に当該既存自家用広告物を変更し、又は改造する場合(改正後の山口県屋外広告物条例施行規則第五条各号に掲げる場合を除く。)は、この限りでない。



山口県告示第百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

指定訪問看護事業者等 の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	所在地	指定年月日
株式会社藤華	防府市大字西浦 一八六五の一	訪問看護ステーションふうか	防府市大字田島 一九四三の四	令和二、 四、一

山口県告示第百七十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術機関から次のとおり施術機関を廃止し

た旨の届出があった。

令和二年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名 住居 術者 所

廃止年月日

前田 祥昌 岩国市由宇町三〇八二の一

令和二、二、二〇

山口県告示第百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和二年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除予定保安林の所在場所

岩国市周東町三瀬川字角築一三三〇一の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)



(二一五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和二年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

下松市

三 作業の期間

令和二年四月十六日から同年十一月三十日まで

(二一六) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和二年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(臨港道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

下関市竹崎町、南部町及び岬之町

三 作業の期間

令和元年十一月十八日から令和二年三月二十七日まで

(二一七) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和二年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部都市計画課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日
令和二年三月二十五日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
山陽三共有機株式会社 下松市葉山一丁目八一九番一四

六 落札金額
一トン当たり一万五千九百五十円

七 入札公告日
令和二年二月七日

八 その他

(一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法
購入等

(三) 落札方式
最低価格



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和二年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

交通信号灯器 一、〇四〇台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和二年九月十八日

(四) 納入場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和二年山口県告示第三十二号）に基づく資格審査において、電気通信機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和二年五月十九日から同年七月三日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県警察本部警務部会計課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所
山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限
令和二年七月二日午後三時（入札書を持参する場合は、令和二年七月三日午後一

時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

令和二年七月三日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四条の規定に基づ

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落

札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

をする場合は、令和二年六月二十四日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課

(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課(電話〇八三一九三三三〇一

一〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: 1040 Traffic lights

(3) Delivery period: September 18, 2020

(4) Delivery place: The place designated by person in charge of the contract

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Traffic Regulation Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1

Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. July 2, 2020(If brought in person: 1:30 P.M.

July 3, 2020)

令和二年五月十九日
発行

発行人
所

山口県知事
庁